

告 示

埼玉県告示第五百十号

令和元年九月六日付け埼玉県告示第四百三十一号で告示した羽生都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕